

報酬等に関する開示事項（単体及び連結）

1. 当行及び当行グループの対象役職員の報酬等に関する組織体制の整備状況について

(1)「対象役職員」の範囲

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」及び「対象従業員等」（合わせて「対象役職員」）の範囲については、以下のとおりであります。

①「対象役員」の範囲

対象役員は、当行の取締役及び監査役であります。なお、社外取締役及び社外監査役を除いております。

②「対象従業員等」の範囲

当行では、対象役員以外の当行の役員及び従業員並びに主要な連結子法人等の役職員のうち、「高額の報酬等を受ける者」で当行及びその主要な連結子法人等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与える者等を「対象従業員等」として、開示の対象としております。

なお、対象役員以外の当行の役員及び従業員並びに主要な連結子法人等の役職員で、対象従業員等に該当する者はありません。

(ア)「主要な連結子法人等」の範囲

主要な連結子法人等とは、銀行の連結総資産に対する当該子法人等の総資産の割合が2%を超えるもの及びグループ経営に重要な影響を与える連結子法人等であり、該当はありません。

(イ)「高額の報酬等を受ける者」の範囲

「高額の報酬等を受ける者」とは、当行の有価証券報告書記載の「役員区分ごとの報酬の総額」を同記載の「対象となる役員の員数」により除すことで算出される「対象役員の平均報酬額」以上の報酬等を受ける者を指します。

なお、退職一時金につきましては、報酬等の金額から退職一時金の全額を一旦控除したものに「退職一時金を在職年数で除した金額」を足し戻した金額をもって、その者の報酬等の金額とみなし、「高額の報酬等を受ける者」の判断を行っております。

(ウ)「グループの業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるもの」の範囲

「グループの業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるもの」とは、その者が通常行う取引や管理する事項が当行、当行グループ、主要な連結子法人等の業務の運営に相当程度の影響を与え、又は取引等に損失が発生することにより財産の状況に重要な影響を与える者であります。

(2)対象役職員の報酬等の決定及び報酬等の支払その他の報酬等に関する業務執行の監督を行う委員会その他の主要な機関等の名称、構成及び職務について

①報酬委員会等の整備・確保の状況について

当行では、取締役会の諮問機関として独立社外取締役を含む取締役3名以上により構成される選任・報酬委員会を設置しており、取締役および監査役の報酬等に関する株主総会議案の原案、その他取締役および監査役の報酬に関する事項等について、取締役会に助言・提言を行っております。

なお、当行では、株主総会において役員報酬の総額（上限額）を決定しております。株主総会で決議された取締役の報酬の個人別の配分については、取締役会に一任されております。また、監査役の報酬の個人別の配分については、監査役の協議に一任されております。

②報酬委員会等の構成員に対して支払われた報酬等の総額及び報酬委員会等の会議の開催回数について

	開催回数 (平成29年4月～平成30年3月)	報酬等の総額
選任・報酬委員会	1回	—

(注) 報酬等の総額については、報酬委員会等の職務執行に係る対価に相当する部分のみを切り離して算出することができないため、報酬等の総額は記載していません。

2. 当行及び当行グループの対象役職員の報酬等の体系の設計及び運用の適切性の評価について

(1)対象役員及び対象従業員等の報酬等に関する方針について

①「対象役員」の報酬等に関する方針

当行の取締役の報酬は、確定金額報酬、業績連動型報酬、ストックオプション報酬の3つからなっております。それぞれの報酬額の配分は取締役会の協議に基づき決定しております。

確定金額報酬は月額250万円以内、業績連動型報酬は当期純利益を基準として支給すること、ストックオプション報酬額につきましては株式報酬型ストックオプションとし、新株予約権を年額100万円以内の範囲で割り当てることが株主総会で定められております。

監査役の報酬につきましては、確定金額報酬からなっております。確定金額報酬額につきましては、月額800万円以内とすることが株主総会で定められており、報酬額の配分は監査役の協議に基づき決定しております。

なお、当行では、取締役会の諮問機関として選任・報酬委員会を設置しており、取締役会は、取締役および監査役の報酬等に関する株主総会議案の原案、その他取締役および監査役の報酬に関する事項等について、選任・報酬委員会からの助言・提言を受けております。

3. 当行及び当行グループの対象役職員の報酬等の体系とリスク管理の整合性に関する事項、及び当行及び当行グループの対象役職員の報酬等と業績の連動について

対象役員の報酬等の決定に当たっては、株主総会で役員全体の報酬総額が決議され、決定される仕組みになっております。

(1) 当行の対象役職員の報酬等と業績の連動について

① 業績連動部分の算出方法について

当行の取締役に対する業績連動報酬は、株主総会で決議された当期純利益を基準とする報酬枠で決定されております。

② 対象役職員の職責や業務内容に応じ、より長期的な企業価値の創出を重視する報酬の種類等の種類及びリスクが顕在化するまでの期間も考慮した報酬等の支払方法について

株式報酬型ストックオプションの権利行使時期は以下のとおりであります。なお、当該ストックオプション契約では、行使期間中であっても権利行使は役員の退任時まで繰延べることとしております。

	行使期間
八十二銀行 第1回新株予約権	平成20年7月29日から平成45年7月28日まで
八十二銀行 第2回新株予約権	平成21年7月28日から平成46年7月27日まで
八十二銀行 第3回新株予約権	平成22年8月3日から平成47年8月2日まで
八十二銀行 第4回新株予約権	平成23年8月9日から平成48年8月8日まで
八十二銀行 第5回新株予約権	平成24年8月7日から平成49年8月6日まで
八十二銀行 第6回新株予約権	平成25年8月6日から平成50年8月5日まで
八十二銀行 第7回新株予約権	平成26年7月23日から平成51年7月22日まで
八十二銀行 第8回新株予約権	平成27年7月28日から平成52年7月27日まで
八十二銀行 第9回新株予約権	平成28年7月26日から平成53年7月25日まで
八十二銀行 第10回新株予約権	平成29年7月25日から平成54年7月24日まで

4. 当行及び当行グループの対象役職員の報酬等の種類、支払総額および支払方法について

(1) 当該事業年度に割り当てられた報酬等に関する事項

REM1：当該事業年度に割り当てられた報酬等

(単位：人、百万円)

項番		イ	ロ
		対象役員	対象従業員等
固定報酬			
1	対象役員及び対象従業員等の数	12	—
2	固定報酬の総額 (3+5+7)	311	—
3	うち、現金報酬額	237	—
4	3のうち、繰延額	—	—
5	うち、株式報酬額又は株式連動型報酬額	73	—
6	5のうち、繰延額	73	—
7	うち、その他報酬額	—	—
8	7のうち、繰延額	—	—
変動報酬			
9	対象役員及び対象従業員等の数	8	—
10	変動報酬の総額 (11+13+15)	60	—
11	うち、現金報酬額	60	—
12	11のうち、繰延額	60	—
13	うち、株式報酬額又は株式連動型報酬額	—	—
14	13のうち、繰延額	—	—
15	うち、その他報酬額	—	—
16	15のうち、繰延額	—	—
退職慰労金			
17	対象役員及び対象従業員等の数	—	—
18	退職慰労金の総額	—	—
19	うち、繰延額	—	—
その他の報酬			
20	対象役員及び対象従業員等の数	—	—
21	その他の報酬の総額	—	—
22	うち、繰延額	—	—
23	報酬等の総額 (2+10+18+21)	371	—

(2)特別報酬等に関する事項

REM2：特別報酬等

(単位：人、百万円)

	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ
	ボーナス保証		採用時一時金		割増退職金	
	人数	総額	人数	総額	人数	総額
対象役員	—	—	—	—	—	—
対象従業員等	—	—	—	—	—	—

5. 当行及び当行グループの対象役職員の報酬等の体系に関し、その他参考となるべき事項について

(1)繰延報酬等に関する事項

REM3：繰延報酬等

(単位：百万円)

	イ	ロ	ハ	ニ	ホ
	繰延報酬等の 残高	イのうち、調整又は 変動の対象となる 繰延報酬等の残高	割当て後の報酬等 に関して、当該事業 年度に指標等の変動 に連動しない調整 を受けた変動額	割当て後の報酬等 に関して、当該事業 年度に指標等の変動 に連動した調整 を受けた変動額	当該事業年度に支払 われた繰延報酬等の額
対象役員	315	—	—	—	164
現金報酬額	60	—	—	—	60
株式報酬額又は株式連動型報酬額	255	—	—	—	104
その他の報酬額	—	—	—	—	—
対象従業員等	—	—	—	—	—
現金報酬額	—	—	—	—	—
株式報酬額又は株式連動型報酬額	—	—	—	—	—
その他の報酬額	—	—	—	—	—
総額	315	—	—	—	164